四半期報告書

（第117期第１四半期）

自　平成22年４月１日
至　平成22年６月30日

トピー工業株式会社

目　　次

頁

表　紙

第一部　企業情報 …… 1
　第１　企業の概況 …… 1
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　事業の内容 …… 2
　　３　関係会社の状況 …… 2
　　４　従業員の状況 …… 2
　第２　事業の状況 …… 3
　　１　生産、受注及び販売の状況 …… 3
　　２　事業等のリスク …… 4
　　３　経営上の重要な契約等 …… 4
　　４　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 5
　第３　設備の状況 …… 12
　第４　提出会社の状況 …… 13
　　１　株式等の状況 …… 13
　　(1) 株式の総数等 …… 13
　　(2) 新株予約権等の状況 …… 13
　　(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 13
　　(4) ライツプランの内容 …… 13
　　(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 13
　　(6) 大株主の状況 …… 13
　　(7) 議決権の状況 …… 14
　　２　株価の推移 …… 14
　　３　役員の状況 …… 14
　第５　経理の状況 …… 15
　　１　四半期連結財務諸表 …… 16
　　(1) 四半期連結貸借対照表 …… 16
　　(2) 四半期連結損益計算書 …… 18
　　(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 …… 19
　　２　その他 …… 29
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 30

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年８月10日
【四半期会計期間】	第117期第１四半期（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）
【会社名】	トピー工業株式会社
【英訳名】	TOPY INDUSTRIES,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　清水　良朗
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目２番２号
【電話番号】	03（3493）0777
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長　　熊澤　智
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目２番２号
【電話番号】	03（3493）0777
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長　　熊澤　智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第116期 第１四半期連結 累計(会計)期間	第117期 第１四半期連結 累計(会計)期間	第116期
会計期間	自平成21年 ４月１日 至平成21年 ６月30日	自平成22年 ４月１日 至平成22年 ６月30日	自平成21年 ４月１日 至平成22年 ３月31日
売上高（百万円）	44,310	52,152	196,848
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	△1,316	865	626
四半期純利益又は四半期（当期）純損失（△）（百万円）	△809	114	△1,032
純資産額（百万円）	82,644	79,969	81,884
総資産額（百万円）	203,352	199,510	201,138
１株当たり純資産額（円）	340.50	329.66	337.53
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期（当期）純損失金額（△）（円）	△3.37	0.48	△4.30
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	－	－	－
自己資本比率（％）	40.2	39.7	40.3
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	4,334	1,835	12,010
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△2,095	652	△7,507
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△688	△2,507	△2,236
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（百万円）	20,001	18,356	20,547
従業員数（人）	4,331	4,172	4,242

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

２．売上高には、消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）は含めていません。

３．第116期第１四半期連結累計（会計）期間及び第116期の潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額については、１株当たり四半期（当期）純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。また、第117期第１四半期連結累計（会計）期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

２【事業の内容】

当第１四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

（主要な関係会社の異動）

前連結会計年度まで連結子会社であったトピー鉄構株式会社は、平成22年４月１日に日鉄ブリッジ株式会社と合併し、日鉄トピーブリッジ株式会社となり、当社の持分法適用関連会社となりました。トピー鉄構株式会社は、前連結会計年度まで「橋梁・土木・建築事業」としてセグメント区分していましたが、日鉄トピーブリッジ株式会社は、当第１四半期連結会計期間より「その他」に区分しています。

３【関係会社の状況】

当第１四半期連結会計期間において、前連結会計年度まで連結子会社であったトピー鉄構株式会社は、平成22年４月１日付で日鉄ブリッジ株式会社と合併し、日鉄トピーブリッジ株式会社となり、当社の持分法適用関連会社となりました。

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容						
					役員の兼任			資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	その他
					会社名	役員（人）	従業員（人）				
（持分法適用関連会社） 日鉄トピーブリッジ㈱	愛知県豊橋市	450	その他	35.0	当社	－	1	なし	なし	当社が土地を賃貸しています。	なし

（注）「主要な事業の内容」の欄には、セグメント情報の名称を記載しています。

４【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年６月30日現在

従業員数（人）	4,172　（424）

（注）１．従業員数は、就業人員であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員は含めていません。
２．臨時従業員数は（　）内に当第１四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成22年６月30日現在

従業員数（人）	1,997

（注）　従業員数は、就業人員であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員は含めていません。

第２【事業の状況】

１【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第１四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当第１四半期連結会計期間 （自平成22年４月１日 至平成22年６月30日）	前年同四半期比 （%）
鉄鋼事業（百万円）	13,500	－
自動車・産業機械部品事業（百万円）	28,067	－
報告セグメント計（百万円）	41,568	－
その他（百万円）	1,569	－
合計（百万円）	43,137	－

（注）　上記金額には、消費税等は含めていません。

(2) 受注状況

当社グループ（当社及び連結子会社）は見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第１四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当第１四半期連結会計期間 （自平成22年４月１日 至平成22年６月30日）	前年同四半期比 （%）
鉄鋼事業（百万円）	16,840	－
自動車・産業機械部品事業（百万円）	32,048	－
報告セグメント計　（百万円）	48,888	－
その他（百万円）	3,263	－
合計（百万円）	52,152	－

（注）　上記金額には、消費税等は含めていません。

２【事業等のリスク】

当第１四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

３【経営上の重要な契約等】

当第１四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

４【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）業績の状況

当第１四半期連結会計期間におけるわが国経済は、東アジアを中心とした外需拡大による輸出の増加や政府が打ち出した経済対策等により、製造業を中心に企業収益に緩やかな回復が見られました。しかしながら、雇用環境や民間設備投資、住宅投資等については依然として低調に推移しました。

このような状況下、昨年より、当社グループは、あらゆるコスト改善諸施策に継続して取り組み、強靭な収益構造の確立に邁進してまいりました。一方、中国における油圧ショベル用足回り部品の生産能力増強や乗用車用ホイール生産拠点の完全子会社化等、事業基盤の一層の強化にも取り組んでまいりました。その結果、当社グループは、昨年より取り組むコスト改善諸施策の効果と主要事業分野である自動車・産業機械部品事業における需要の回復が相俟って、売上高521億５千２百万円（前年同期比17.7％増）、営業利益８億７千１百万円（前年同期　営業損失17億９千万円）、経常利益８億６千５百万円（前年同期　経常損失13億１千６百万円）、四半期純利益１億１千４百万円（前年同期　四半期純損失８億９百万円）を計上することができました。なお、当第１四半期連結会計期間において、連結子会社であったトピー鉄構株式会社は、日鉄ブリッジ株式会社と合併して日鉄トピーブリッジ株式会社となり、当社の持分法適用関連会社となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

（鉄鋼事業）

産業機械、自動車等の製造業向け鋼材需要が好調に推移する一方、建設向け鋼材の需要は引き続き低迷いたしました。その結果、売上高は168億４千万円となりましたが、原材料価格の高騰等の影響を受け、営業利益は４億３千４百万円となりました。

（自動車・産業機械部品事業）

建設機械業界につきましては、アジアを中心とした新興国でのインフラ整備や資源開発等の海外需要による輸出に支えられ、好調に推移いたしました。また、自動車業界は、回復基調となった輸出や、エコカー補助等の効果による国内販売の増加を受け、国内生産台数は前年同期を上回りました。このような状況下、当社グループにおきましては、徹底的なコスト削減等のあらゆる改善諸施策の効果を維持させる一方、建設機械用足回り部品及び鉱山向け超大型ホイール、トラック用ホイールを中心に販売数量が増加いたしました。その結果、売上高は320億４千８百万円、営業利益は12億１千５百万円を計上することができました。

（その他）

電力卸供給事業、屋内外サインシステム事業、化粧品等に使われる合成マイカの製造販売、LEDディスプレー及びクローラーロボットの製作販売、「トピレックプラザ」（東京都江東区南砂）等の不動産賃貸、スポーツクラブ「OSSO」の運営等を行っており、売上高は32億６千３百万円、営業利益は８千８百万円となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当第１四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動の資金増加を投資活動の有形固定資産取得の支払い及び財務活動の有利子負債の圧縮に充当し、当第１四半期連結会計期間末には183億５千６百万円（前年同期比16億４千５百万円減）となりました。

当第１四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第１四半期連結会計期間における営業活動による資金は、税金等調整前四半期純利益７億６千９百万円（前年同期比20億８千７百万円増）に対し、減価償却費24億９千２百万円（前年同期比２億５千５百万円減）や、売上債権、仕入債務及びたな卸資産を合わせた純営業活動20億１千８百万円の資金減少（前年同期比47億５千２百万円減）により、18億３千５百万円の増加（前年同期比24億９千８百万円減）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第１四半期連結会計期間における投資活動による資金は、有形固定資産の取得による支出12億１千３百万円（前年同期比８億８千８百万円増）及び定期預金の払い戻しによる収入11億２百万円（前年同期比９億２千万円増）により、６億５千２百万円の増加（前年同期比27億４千７百万円増）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第１四半期連結会計期間における財務活動による資金は、主に有利子負債の圧縮20億１千１百万円（前年同期比18億７百万円減）及び配当金の支払い４億８千万円（前年同期比０百万円増）により、25億７百万円の減少（前年同期比18億１千９百万円減）となりました。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

１）基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがいまして、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

２）基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、下記Ｉの企業価値の源泉を踏まえた企業価値向上への取り組みおよび下記Ⅱのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取り組みを実施しております。これらの取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取り組みは、上記１）の基本方針に資するものであると考えております。

Ｉ　企業価値の源泉を踏まえた企業価値向上への取り組み

当社は、大正10年の創業以来、永年にわたり「鉄をつくり、鉄をこなす」をキーワードとして、独創的な技術を育ててまいりました。時代に応じて「鉄」に力強い生命を与え続け、現在では自動車用ホイール・建設機械用足回り部品等複数の事業分野で世界トップレベルのシェアを有し、特色ある地位を確立しております。当社事業の最大の特色は、「素材から製品までの一貫生産」にあります。素材部門であるスチール事業部の製品を元に、加工部門であるプレス事業部および造機事業部が独自の技術による高付加価値製品を生産しております。また、コア事業である金属加工以外の科学分野に挑戦するサイエンス事業部が、新たな収益の柱の創出に取り組んでおります。当社の企業価値の源泉は、それぞれの事業部門が培ったノウハウを複数の事業部門が共有することによってつくり上げた独創性あふれる技術・技能と、それを用いた高付加価値製品にあります。そして、これら企業価値の源泉の根幹には、鉄を中心とする金属に関し創業以来蓄積してきた技術力・開発力、個々の従業員が有する経験・ノウハウとそれらを育み伝承する企業文化・経営方針、取引先をはじめとするステークホルダーからの厚い信頼等があります。

現在、当社を核とする当社グループの事業分野は、素材、モータリゼーション、国土開発・都市建設、電力、流通、スポーツ・レジャー、リサイクル、運輸、サービスと多岐にわたっており、人々の生活の様々な局面においてなくてはならない存在として、広く社会に貢献しております。「素材から製品までの一貫生産」にとどまらず、当社グループが社会と一体となって、よりよい社会のために、各事業分野において新しい動きを生み出す企業姿勢を表したコーポレートメッセージ「One-piece Cycle」を定め、事業活動を通じ、さらなる企業価値の向上に取り組んでおります。

当社は、これまでの幾多にわたる構造改革に加え、平成19年度からは、前中長期連結経営計画「MS-2003」を継承した中期連結経営計画「MS-2007」を策定し、実行してまいりました。しかしながら、実行中に世界経済が急激に悪化し、需要環境が大幅に冷え込む中、当社も深刻な影響を受け、計画の見直

しを余儀なくされました。このような状況下、当社グループでは、平成21年２月に収益への影響を最小限に抑えるための緊急諸施策を発表、推進してまいりました。さらに、一層の固定費の削減や最適生産体制の再構築等によるコスト改革にグループ各社の事業基盤強化策を加えた経営改善計画を実行しております。この計画を完遂することで厳しい環境に対応できる強靭な収益構造を構築し、成長のための磐石な事業基盤を確立いたします。加えて、新日本製鐵株式會社との密接な提携を一層深め、さらなる競争力強化と企業価値向上を図ってまいります。

以上のように、当社は、企業価値の向上に向けて継続的に諸施策等に取り組んでおります。今後も「トピー工業グループの存続と発展を通じて、広く社会の公器としての責務を果たし、内外の信頼を得る」というグループ基本理念を礎に、顧客・ユーザーの満足を得られる高品質で価格競争力のある商品を提供することで、社会の発展に寄与し、また、適時・適切な情報開示、地域社会への貢献、地球環境問題への積極的な取り組み等を通じて、企業として社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を一層高めていきたいと考えております。

Ⅱ　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

（ⅰ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、平成21年３月に、当社経営理念を基に当社グループ全体の使命を定めた「グループ基本理念」を制定しております。当社グループが法と企業倫理に基づき行動し、社会の信頼を得てグループ基本理念を実現していくためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が経営の最重要課題のひとつであると考えております。

（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

ⅰ）会社の機関

当社は、取締役会(毎月１、２回開催)において、法令で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめとする会社の重要事項を決定しております。また、取締役会の審議が効率的に行われることを確保するため、役付取締役等で構成する経営会議(原則週１回開催)において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、業務執行の方針・計画および実施についても審議し、適正な経営判断を行っております。

また、当社は、業務執行体制の強化を図るため執行役員制度を導入し、さらに平成15年６月の株主総会決議をもって、経営環境の変化に迅速に対応するため取締役の任期を１年にしております。

監査につきましては、当社は、監査役会を設置しており、取締役の職務執行に対する監査機能の充実を図っております。監査役４名は全て常勤で、うち２名を社外監査役とし、より公正な監査を実施することができる体制としております。

ⅱ）内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムを整備し、事業環境の変化に応じながら継続的にその内容を充実させていくことが重要であると認識しており、平成18年５月９日開催の当社取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制を整備するとともに、金融商品取引法により求められている財務報告に係る内部統制の評価の対象となる体制を整備し、その運用を適切に行ってまいりました。具体的には、以下の体制を整備しており、今後も引き続き内部統制システムの強化に努めてまいります。

まず、コンプライアンスを推進するため、平成16年１月から「企業倫理相談室」を設置し、法令、企業倫理遵守に関する通報・相談に対応する体制をとっております。平成16年10月には、事業活動に関するコンプライアンスをより具体的に理解し実行するため、全従業員に「コンプライアンスガイドブック」を配布しております。さらに、平成21年３月に当社行動規範を基に当社グループ全体のコンプライアンス・ルールである「グループ行動規範」を制定し、社内報等を通じて全従業員に周知しております。

また、グループ会社に対してはグループ行動規範を周知させるほか、業務の適正性を確保するため、グループ各社の重要な会議への出席や重要案件に関する事前報告および協議等により経営状況を把握するとともに、グループ各社に相応しい内部統制システムの構築を指導しております。

リスク管理につきましては、関連する社内規程に従った各部門の自律的な取り組みを基本とし、さらに、各種委員会での審議を通じてリスク発生の未然防止および発生した場合の的確な対応を行っております。また、天災地変、事故、環境問題等により重大な損失を被るリスクに対しては、経営会議の下に設置している「危機管理委員会」で的確に対応する体制をとっております。

また、経営の透明性を確保する観点から、企業情報の開示につきましては、平成15年６月から

四半期業績の開示を行うなど、迅速・適切な経営情報の開示に努めております。

内部監査体制につきましては、他部門から独立した社長直轄組織である内部監査部(人員数６名)を設置しております。

当社では、適正な業務執行や財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、内部監査部による監査活動を通じてその整備および運用の状況を評価することで、内部統制システムの強化を図っております。

ⅲ）監査役監査および会計監査の状況

監査役監査においては、監査役は、法令で定められた事項に加え、内部監査部の業務内容、常設委員会の活動内容、その他当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について報告を受けております。また、監査役は、取締役会の意思決定の過程、ならびに取締役および従業員の重要な業務執行の状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、意思決定または業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めるとともに、代表取締役との定期的な意見交換会を行っております。

会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、会計上の課題につきましては適時確認を行い会計処理の適正性を確保するとともに、公正な立場から監査が実施される環境を整備しております。監査役、会計監査人および内部監査部は、年間の監査計画の策定、監査の実施状況および監査結果の報告等についての定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ情報交換を行い、相互連携を深めるとともに監査の実効性の強化に努めております。

ⅳ）会社と会社の社外取締役および社外監査役との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

社外監査役は２名であり、また、社外取締役はおりません。

社外監査役は、当社の主要株主である会社の出身です。

３）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

Ⅰ　取り組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、いわゆる買収防衛策(以下「本対応方針」といいます。)を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ(http://www.topy.co.jp/files/default/1275871185.pdf)をご参照下さい。

Ⅱ　大規模買付ルールの内容

(ⅰ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役に対して、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出して頂きます。

(ⅱ) 大規模買付者からの大規模買付情報の提供

上記(ⅰ)の大規模買付意向表明書をご提出頂いた場合には、大規模買付者には、当社代表取締役に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価および検討のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供して頂きます。

また、大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価および検討のために不備があるまたは不十分であると当社取締役会が、必要に応じて当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家(以下「外部専門家」といいます。)の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を、速やかに、大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、開示いたします。

(ⅲ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易等に応じて、情報提供完了通知を行った後、最長60日間または最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設

定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとしております(なお、当該延長は原則として一度に限るものとします。)。当社取締役会が取締役会評価期間を延長することを決定した場合には、当該延長の期間および理由を、速やかに、大規模買付者に通知するとともに、開示いたします。

(ⅳ) 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとしております。なお、株主意思確認総会を招集する場合については、下記Ⅲ(ⅰ)ⅲ)をご参照下さい。

Ⅲ　大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(ⅰ) 対抗措置の発動の条件

ⅰ)　大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付行為に対し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとしております。

② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、当社取締役会は、(a)特別委員会が対抗措置を発動するか否かにつき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集することを勧告した場合、または、(b)対抗措置を発動するか否かにつき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

ⅱ)　大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。ただし、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。

② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、当社取締役会は、(a)特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、または、(b)当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合であって、対抗措置を発動するか否かにつき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

ⅲ)　株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置を発動するか否かについて当該株主意思確認総会の決議に従うものとしております。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとしております。

なお、株主意思確認総会が招集されない場合には、上記Ⅱ(ⅳ)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとしております。

（ⅱ）対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他の法令および当社の定款上許容される手段を想定しております。

Ⅳ　本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

（ⅰ）特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か(ただし、株主意思確認総会を招集する場合は、この限りではありません。)、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

（ⅱ）対抗措置の発動の手続

対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置を発動するか否かについて諮問し、その勧告を最大限尊重するものとしております。

また、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとしております。

（ⅲ）特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、当該事項についても特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

（ⅳ）株主の皆様のご意思の確認

ⅰ）　本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、平成22年６月29日開催の第116回定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

ⅱ）　対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

（ⅴ）本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、平成25年６月に開催予定の当社第119回定時株主総会の終結時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

４）上記２）の取り組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、上記２）の取り組みを実施しております。上記２）の取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記２）の取り組みは、上記１）の基本方針に資するものであると考えております。

したがいまして、上記２）の取り組みは上記１）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

５）上記３）の取り組みについての取締役会の判断

上記３）の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の時間の確保の要請に応じない大規模買付者、および当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまたは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。

したがいまして、上記３）の取り組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記１）の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記３）の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者

が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な時間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記３）の取り組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認総会による発動、およびサンセット条項)、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記３）の取り組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記３）の取り組みは上記１）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（４）研究開発活動

当第１四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、３億６百万円です。

なお、当第１四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第３【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第１四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第１四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了	
当社 豊橋製造所	愛知県 豊橋市	鉄鋼	酸素プラント	3,100	－	自己資金及び借入金	平成23年8月	平成24年8月	85％増加

（注）上記金額には、消費税等は含めていません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	883,000,000
計	883,000,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（平成22年６月30日）	提出日現在発行数（株）（平成22年８月10日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	240,775,103	240,775,103	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部）	単元株式数1,000株
計	240,775,103	240,775,103	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成22年４月１日～平成22年６月30日	－	240,775	－	20,983	－	18,528

（６）【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第１四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

（７）【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

①【発行済株式】

平成22年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　605,000	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　238,942,000	238,942	―
単元未満株式	普通株式　1,228,103	―	―
発行済株式総数	240,775,103	―	―
総株主の議決権	―	238,942	―

（注）１．「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれています。

２．「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数１個が含まれています。

②【自己株式等】

平成22年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） トピー工業株式会社	東京都品川区大崎一丁目２番２号	505,000	―	505,000	0.21
（相互保有株式） 北越メタル株式会社	新潟県長岡市蔵王三丁目３番１号	100,000	―	100,000	0.04
計	―	605,000	―	605,000	0.25

２【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年４月	５月	６月
最高（円）	230	228	206
最低（円）	206	176	166

（注）　最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部のものです。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第５【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第１四半期連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）及び前第１四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第１四半期連結会計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）及び当第１四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第１四半期連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）及び前第１四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第１四半期連結会計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）及び当第１四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	当第１四半期連結会計期間末 （平成22年６月30日）	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 （平成22年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,398	21,646
受取手形及び売掛金	40,906	39,383
商品及び製品	14,130	12,598
仕掛品	4,020	3,643
原材料及び貯蔵品	7,697	6,703
繰延税金資産	1,863	1,672
その他	4,579	4,893
貸倒引当金	△65	△67
流動資産合計	91,529	90,474
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	70,701	72,777
減価償却累計額	△44,957	△46,329
建物及び構築物（純額）	25,744	26,447
機械装置及び運搬具	151,667	154,106
減価償却累計額	△122,041	△122,703
機械装置及び運搬具（純額）	29,625	31,402
土地	18,326	18,319
リース資産	732	732
減価償却累計額	△51	△37
リース資産（純額）	680	694
建設仮勘定	1,209	1,516
その他	31,703	31,456
減価償却累計額	△29,510	△29,197
その他（純額）	2,193	2,258
有形固定資産合計	77,781	80,640
無形固定資産		
その他	546	571
無形固定資産合計	546	571
投資その他の資産		
投資有価証券	23,470	24,314
繰延税金資産	3,434	2,360
その他	2,820	2,848
貸倒引当金	△71	△71
投資その他の資産合計	29,653	29,452
固定資産合計	107,980	110,664
資産合計	199,510	201,138

（単位：百万円）

	当第１四半期連結会計期間末 （平成22年６月30日）	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 （平成22年３月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	36,519	34,071
短期借入金	29,606	30,438
1年内償還予定の社債	740	440
リース債務	57	56
未払法人税等	740	626
製品保証引当金	―	18
工事損失引当金	―	102
資産除去債務	25	―
その他	9,074	9,452
流動負債合計	76,763	75,205
固定負債		
社債	8,600	8,900
長期借入金	21,299	22,477
リース債務	621	635
繰延税金負債	25	25
退職給付引当金	5,297	5,016
役員退職慰労引当金	794	1,060
定期修繕引当金	584	528
資産除去債務	259	―
負ののれん	287	345
その他	5,008	5,059
固定負債合計	42,778	44,048
負債合計	119,541	119,253
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,983	20,983
資本剰余金	18,824	18,824
利益剰余金	43,342	43,707
自己株式	△151	△149
株主資本合計	82,998	83,365
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	687	2,313
繰延ヘッジ損益	△12	△1
為替換算調整勘定	△4,479	△4,591
評価・換算差額等合計	△3,804	△2,278
少数株主持分	775	797
純資産合計	79,969	81,884
負債純資産合計	199,510	201,138

（２）【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
売上高	44,310	52,152
売上原価	40,646	45,134
売上総利益	3,663	7,017
販売費及び一般管理費	※1　5,454	※1　6,146
営業利益又は営業損失（△）	△1,790	871
営業外収益		
受取利息	12	9
受取配当金	229	203
持分法による投資利益	106	―
負ののれん償却額	57	57
雇用調整助成金	168	―
その他	239	246
営業外収益合計	813	516
営業外費用		
支払利息	266	260
持分法による投資損失	―	209
その他	72	52
営業外費用合計	339	522
経常利益又は経常損失（△）	△1,316	865
特別利益		
固定資産売却益	1	1
適格退職年金終了益	―	86
その他	0	0
特別利益合計	1	87
特別損失		
固定資産売却損	―	0
固定資産除却損	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	―	175
その他	1	6
特別損失合計	2	183
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△1,317	769
法人税等	※2　△544	※2　595
少数株主損益調整前四半期純利益	―	173
少数株主利益	36	58
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△809	114

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△1,317	769
減価償却費	2,747	2,492
負ののれん償却額	△57	△57
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△12	△1
退職給付引当金の増減額（△は減少）	389	280
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	36	△266
定期修繕引当金の増減額（△は減少）	△369	56
工事損失引当金の増減額（△は減少）	△85	－
受取利息及び受取配当金	△242	△212
支払利息	266	260
為替差損益（△は益）	△1	△0
持分法による投資損益（△は益）	△106	209
たな卸資産評価損	131	△44
有価証券及び投資有価証券売却損益（△は益）	△0	－
有価証券及び投資有価証券評価損益（△は益）	－	0
有形固定資産除売却損益（△は益）	△1	△0
適格退職年金終了益	－	△86
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	－	177
売上債権の増減額（△は増加）	3,424	△3,153
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,427	△2,833
仕入債務の増減額（△は減少）	△2,117	3,969
その他の資産・負債の増減額	1,371	822
小計	5,484	2,382
利息及び配当金の受取額	310	267
利息の支払額	△205	△206
災害損失の支払額	－	△83
法人税等の支払額	△1,325	△525
法人税等の還付額	71	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,334	1,835
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（△は増加）	182	1,102
有価証券の売却による収入	100	－
有形固定資産の取得による支出	△2,102	△1,213
有形固定資産の売却による収入	13	848
投資有価証券の取得による支出	△3	△3
貸付けによる支出	△3	△3
貸付金の回収による収入	10	8
子会社出資金の取得による支出	－	△117
連結の範囲の変更を伴う子会社出資金の取得による支出	△298	－
無形固定資産の取得による支出	－	△10
無形固定資産の売却による収入	－	30
その他	5	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,095	652

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△457	△666
長期借入れによる収入	1,600	－
長期借入金の返済による支出	△1,345	△1,344
リース債務の返済による支出	△2	△14
自己株式の処分による収入	0	－
自己株式の取得による支出	△1	△1
配当金の支払額	△481	△480
財務活動によるキャッシュ・フロー	△688	△2,507
現金及び現金同等物に係る換算差額	156	△10
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,707	△29
現金及び現金同等物の期首残高	18,293	20,547
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	－	△2,161
現金及び現金同等物の四半期末残高	※　20,001	※　18,356

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
１．連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度まで連結子会社であったトピー鉄構株式会社は、平成22年４月１日に日鉄ブリッジ株式会社と合併し、日鉄トピーブリッジ株式会社となりました。その結果、日鉄トピーブリッジ株式会社は、関連会社となったため、当第１四半期連結会計期間より、連結子会社から除外しています。 (2) 変更後の連結子会社の数 17社
２.持分法の適用に関する事項の変更	持分法適用関連会社 ①持分法適用関連会社の変更 前連結会計年度まで連結子会社であったトピー鉄構株式会社は、平成22年４月１日に日鉄ブリッジ株式会社と合併し、日鉄トピーブリッジ株式会社となりました。その結果、日鉄トピーブリッジ株式会社は、関連会社となったため、当第１四半期連結会計期間より、持分法適用の関連会社としています。 ②変更後の持分法適用関連会社の数 ２社
３．会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用 当第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しています。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ２百万円、税金等調整前四半期純利益は178百万円減少しています。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は282百万円です。 (2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第１四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年３月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号　平成20年３月10日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。 これによる損益への影響はありません。 (3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 当第１四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しています。

【表示方法の変更】

当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
（四半期連結損益計算書） １．「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）の適用により、当第１四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しています。 ２．前第１四半期連結累計期間において区分掲記していました「雇用調整助成金」（当第１四半期連結会計期間23百万円）は、営業外収益総額の100分の20以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することとしました。 （四半期連結キャッシュ・フロー計算書） 前第１四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していました「無形固定資産の売却による収入」は重要性が増加したため、当第１四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第１四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「無形固定資産の売却による収入」は０百万円です。

【簡便な会計処理】

	当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却及び除却等の見積りを考慮した予算を策定しているため、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
税金費用の計算	税金費用については、当第１四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しています。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

当第１四半期連結会計期間末 （平成22年６月30日）	前連結会計年度末 （平成22年３月31日）
保証債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。 894百万円	保証債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。 1,168百万円

（四半期連結損益計算書関係）

前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 運賃　1,389百万円 給料　1,603百万円 退職給付費用　361百万円	※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 運賃　1,934百万円 給料　1,446百万円 退職給付費用　326百万円
※２　「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として計上しています。	※２　同左

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年６月30日現在） （百万円） 現金及び預金勘定　21,093 預入期間が３ヶ月を超える定期預金　△1,092 現金及び現金同等物　20,001	※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年６月30日現在） （百万円） 現金及び預金勘定　18,398 預入期間が３ヶ月を超える定期預金　△42 現金及び現金同等物　18,356

（株主資本等関係）

当第１四半期連結会計期間末（平成22年６月30日）及び当第１四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数

普通株式　240,775千株

２．自己株式の種類及び株式数

普通株式　545千株

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

(1)　配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年５月21日取締役会	普通株式	480	2.0	平成22年３月31日	平成22年６月８日	利益剰余金

(2)　基準日が当第１四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第１四半期連結会計期末後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【事業の種類別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間（自平成21年４月１日　至平成21年６月30日）

	鉄鋼事業（百万円）	自動車・産業機械部品事業（百万円）	橋梁・土木・建築事業（百万円）	発電事業（百万円）	その他（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	16,690	21,325	3,596	1,564	1,133	44,310	－	44,310
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,394	－	－	－	－	1,394	(1,394)	－
計	18,085	21,325	3,596	1,564	1,133	45,705	(1,394)	44,310
営業利益又は営業損失(△)	761	△2,240	71	△74	227	△1,254	(536)	△1,790

（注）１．事業区分の方法

製品の種類及び販売方法の類似性に基づいて、鉄鋼事業、自動車・産業機械部品事業、橋梁・土木・建築事業、発電事業及びその他にセグメンテーションしています。

２．各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
鉄鋼事業	普通形鋼、異形形鋼、H形鋼、異形棒鋼
自動車・産業機械部品事業	自動車用・産業車両用・建設機械用各種ホイール、プレス製品、建設機械用部品、工業用ファスナー
橋梁・土木・建築事業	道路橋、鉄道橋、鋼構造物、土木建築工事、景観材
発電事業	電力
その他	屋内外サインシステム、合成マイカ、クローラーロボット、不動産の賃貸、スポーツ施設の運営他

【所在地別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間（自平成21年４月１日　至平成21年６月30日）

	日本（百万円）	米国（百万円）	その他の地域（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	38,982	3,164	2,163	44,310	－	44,310
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,581	1	39	1,622	(1,622)	－
計	40,564	3,166	2,202	45,933	(1,622)	44,310
営業利益又は営業損失（△）	△831	△169	118	△883	(907)	△1,790

（注）１．国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっています。

２．本邦以外の区分に属する主な国又は地域

その他の地域・・・タイ、中国

【海外売上高】

前第１四半期連結累計期間（自平成21年４月１日　至平成21年６月30日）

	米国	その他	計
Ⅰ　海外売上高（百万円）	3,294	4,520	7,814
Ⅱ　連結売上高（百万円）			44,310
Ⅲ　連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	7.4	10.2	17.6

（注）１．国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっています。

２．その他の区分に属する主な国

韓国、中国

３．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国における売上高を記載しています。

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

したがって、当社は、事業部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成され、「鉄鋼事業」及び「自動車・産業機械部品事業」の２つを報告セグメントとしています。

「鉄鋼事業」は、普通形鋼、異形形鋼、異形棒鋼などの鉄鋼製品を生産しています。「自動車・産業機械部品事業」は、自動車用・産業車両用・建設機械用各種ホイール、プレス製品、建設機械用部品、工業用ファスナーなどを生産しています。

２．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第１四半期連結累計期間（自平成22年４月１日　至平成22年６月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）１	合計	調整額（注）２	四半期連結損益計算書計上額（注）３
	鉄鋼	自動車・産業機械部品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	16,840	32,048	48,888	3,263	52,152	－	52,152
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,972	－	4,972	－	4,972	△4,972	－
計	21,812	32,048	53,861	3,263	57,124	△4,972	52,152
セグメント利益	434	1,215	1,649	88	1,738	△867	871

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電力卸供給、屋内外サインシステム、合成マイカ、クローラーロボット、不動産の賃貸及びスポーツ施設の運営事業などを含んでいます。

２．セグメント利益の調整額△867百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△867百万円です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社本社の管理部門に関わる費用です。

３．セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれんに関する情報

該当事項はありません。

（追加情報）

当第１四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年3月21日）を適用しています。

（企業結合等関係）

１.子会社出資金の追加取得

（１）被取得企業及び被取得後企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、取引の目的

①被取得企業及び被取得後企業の名称及び事業の内容

名称　福建源興トピー汽車零件有限公司

事業の内容　　自動車用ホイールの製造販売（自動車・産業機械部品事業）

②企業結合日

平成22年５月４日

③企業結合の法的形式

出資持分の取得

④取引の目的

当社グループのホイール事業のグローバル戦略を展開する上で完全子会社化が最善と判断したため

（２）追加取得した子会社出資金の取得価額

117百万円　（130万USドル）

（３）取得した持分比率

16.67％

（４）発生したのれんに関する事項

①発生したのれんの金額

16百万円

②発生原因

企業結合時の時価純資産が、取得価額を下回ったため、その差額をのれんとして認識しています。

③償却方法及び償却期間

取得時一括償却

（５）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

２．子会社の企業結合

前連結会計年度まで当社の連結子会社であったトピー鉄構株式会社は、平成22年４月１日に日鉄ブリッジ株式会社と合併し、日鉄トピーブリッジ株式会社となりました。その概要は以下のとおりです。なお、日鉄トピーブリッジ株式会社は、当社の持分法適用関連会社です。

（１）概要

①企業結合の法的形式

日鉄ブリッジ株式会社を存続会社、トピー鉄構株式会社を消滅会社とする吸収合併

②結合後の企業の名称及び事業の内容

名称　日鉄トピーブリッジ株式会社

事業の内容　鋼製一般橋梁設計・製作・架設、大型鋼構造物の製作

③企業結合日

平成22年４月１日

④取引の目的

両社は、以下の効果を早期に発揮し、橋梁市場の転換期の中でも安定的に収益が確保することができる事業体制の構築を目指し事業統合することとしました。

・両社の有する生産拠点（トピー鉄構株式会社・・・豊橋工場、日鉄ブリッジ株式会社・・・若松工場）の特徴を最大限に活用した効率的な生産体制の構築による収益力の強化

・保有する技術者の母集団拡大を活かした技術力強化

・新日鐵グループの両社が持つ鋼材技術力を活用した商品開発力の強化

・その他統合メリットの享受による収益力の強化

（２）実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）第20項」に基づき処理しています。

（３）当該子会社が含まれていた報告セグメントの名称

前連結会計年度においては、「橋梁・土木・建築事業」としていましたが、当連結会計年度より「その他」としています。

（４）当第１四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書に計上されている結合当事企業に係る損益の概算額

営業外費用の「持分法による投資損失」に81百万円計上されています。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額

当第１四半期連結会計期間末 （平成22年６月30日）	前連結会計年度末 （平成22年３月31日）
１株当たり純資産額　329円66銭	１株当たり純資産額　337円53銭

２．１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額等

前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
１株当たり四半期純損失金額　3円37銭 なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、１株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。	１株当たり四半期純利益金額　0円 48銭 なお、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）　１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日）
四半期純利益又は四半期純損失（△）（百万円）	△809	114
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失（△）（百万円）	△809	114
期中平均株式数（千株）	240,262	240,232

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

平成22年５月21日開催の取締役会において、剰余金の配当に関し、次のとおり決議しました。

（イ）剰余金の配当による配当金の総額・・・・・480百万円

（ロ）１株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・２円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成22年６月８日

（注）平成22年３月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年８月10日

トピー工業株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村山　憲二　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　麻生　和孝　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトピー工業株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トピー工業株式会社及び連結子会社の平成21年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年８月10日

トピー工業株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村山　憲二　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　麻生　和孝　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトピー工業株式会社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トピー工業株式会社及び連結子会社の平成22年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。